

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会開催要綱

1 趣旨・目的

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るため、平成18年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じている。

化学物質のリスク評価は科学的・中立的に行う必要があるが、特別規則等による規制については、対策の実現可能性等も考慮して導入する必要がある。

このため、学識経験者、健康障害防止措置の関係者から成る検討会を開催し、リスク評価において労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に関し、ばく露防止措置等の健康障害防止措置について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 労働者へのリスクが高いと認められた化学物質に係るばく露防止措置について
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参集者により構成するものとする。また、検討会の下に対策の分野に応じた小検討会を開催することができるものとする。
- (2) 本検討会及び小検討会には座長を置き、座長は検討会又は小検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会及び小検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会及び小検討会は、必要に応じ関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会及び小検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会及び小検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部の化学物質対策課化学物質評価室において行う。

別紙

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会 参集者名簿

大前 和幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小野 真理子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作業環境研究グループ部長
唐沢 正義	労働衛生コンサルタント
◎菅野 誠一郎	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター特任研究員
田中 茂	十文字学園女子大学人間生活科学部食物栄養学科教授
藤間 俊彦	旭硝子株式会社総務部環境安全品質室主幹
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
保利 一	産業医科大学産業保健学部長

(50音順、◎は座長)